

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
に通園する児童の保護者 各位

守口市こども部こども施設課長

保育必要事由が「就労」のうち育児休業からの復職予定もしくは就労内定の方で
現在、認定こども園等を利用している場合の支給認定期間について（通知）

平素は、本市子育て支援行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、入園（所）申込み時に「就労申立書兼誓約書」または就労証明（申告）書を就労内定（外勤）として提出した方（保育必要事由が「就労」のうち育児休業からの復職予定もしくは就労内定の方）で現在認定こども園等に通園している児童の保護者（以下「育休復職予定者等」という。）については、本来、お子さまの入園（所）から原則 1 か月以内に復職または就職（以下「復職等」という。）し、復職等後概ね 1 か月以内に市へ復職証明書等を提出していただいていたのですが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、会社等との協議の結果、復職等の時期を当初の予定から遅らせることも想定されることから、市では復職等の時期を猶予することとし、復職等をした後には速やかに復職証明書等を提出するようお願いしておりました。

今般、国内の新型コロナウイルスについての感染状況や国の緊急事態宣言が終了したこと、また、育休復職予定者等で既に復職等をされ、市に復職証明書等の提出をいただいている方が一定おられる状況等を踏まえ、市では復職等の時期についての猶予を終了することとしました。上記に伴い、市では育休復職予定者等の復職等の状況を確認することとし、令和 2 年 8 月 20 日（木）までに復職等の確認ができない場合には、原則、8 月末日をもって教育・保育給付の支給認定を取り消すこととします（支給認定の取消しに伴い、保育必要事由がなくなった場合には、原則、現在の通園施設から退園となります）。

以上のことから、育休復職予定者等のうち、8 月 20 日（木）までに復職等を予定される場合については、必ず下記必要書類を市に提出していただきますようお願いします。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 対象者 | 令和 2 年 4 月 1 日以降に認定こども園等へ入園された児童の保護者で保育必要事由が「就労」のうち
①育児休業からの復職予定の方
②就労内定の方
※いずれも既に復職等されている方を除きます。 |
| 2. 市に提出する書類 | ①育児休業から復職予定の方 復職証明書
②就労内定の方 就労証明（申告）書（給与額に記載のあるもの）または給与証明
※いずれの様式も市HPに掲載しています。 |
| 3. 提出期限 | 令和 2 年 8 月 20 日（木） |
| 4. 提出方法 | 郵送または窓口へ持参 |
| 5. 提出先 | 〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5
守口市こども部こども施設課（市役所 3 階北側エリア） |

※ 上記の対応については、今後の新型コロナウイルス感染状況等により変更となる可能性があります。その際には、改めて市からお知らせします。

【お問い合わせ先】
守口市こども部こども施設課
電話：06-6992-1637